

都筑区公告第 86 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年 9月 17日

横浜市 都筑区長 佐々田 賢一

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	平川 啓子、高橋 昭義、大高 孝志、鈴木 光、 DRUSIANI OTAGURO DOROTEA、 OTAGURO SERGIO NOBUO、三谷 孝彦
送達する 書 類 名	横浜市介護保険料督促状 令和8年度6月期分	
	横浜市介護保険料督促状 令和8年度7月期分	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から 起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		